

# アセアン・オーナーズ・ファンド(為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／株式

情報提供資料 2019年1月

「アセアン・オーナーズ・ファンド(為替ヘッジなし)」(以下、当ファンド)の運用助言を行う、UOBアセットマネジメント・リミテッドの運用担当者 **ヴィクター・ワン氏**より、アセアン地域の足元の状況および今後の投資環境についてご説明します。



Victor Wong Kee Yew  
ヴィクター・ワン

UOB アセットマネジメント・リミテッド  
シニアディレクター  
アセアン・オーナーズ・ファンドFM

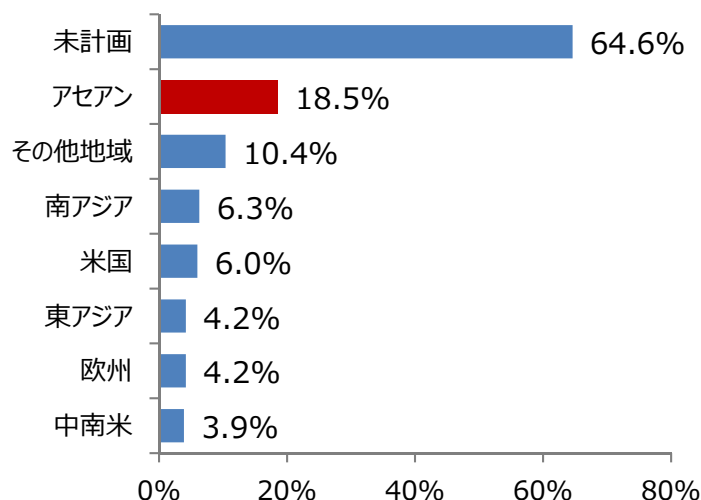
## ”アセアン地域の「3つの成長ドライバー」、オーナー企業の高い収益力が株価上昇の原動力“

### ①「チャイナ・プラスワン」

- **チャイナ・プラスワン**とは、主に製造業において、中国に設置した工場に加えて第三国にも工場を設置する動きのことを指します。一般的に、生産にかかるコストを考えれば工場は集約した方が効率的ですが、中国の経済発展に伴う継続的な人件費高騰や政治、人民元の切り上げといった各種リスクを考えると、安定的な生産体制を築くための**チャイナ・プラスワン**は加速していくでしょう。私はその流れの中、アセアンが最も有望な地域になると期待しています。
- 米中貿易摩擦が長期化の様相を呈する中、米国商工会議所が中国国内にある約420社の米国企業を調査したところ、そのうち64.6%が未計画と回答したものの、18.5%が関税回避のためにアセアンへの移転を計画していると回答しています。セクター別では「消費財製造」、「その他産業」、「テクノロジー & 通信ハードウェア」、「自動車」、「化学製品」などがアセアンに大きな関心を寄せています。

#### 【中国から第三国への製造業移転に関する調査内容】

##### -地域別動向-



##### -セクター別動向※-

セクター	移転計画地域	回答者の割合
消費財製造	アセアン	33.3%
その他産業	アセアン	33.3%
小売流通	その他地域	30.8%
航空宇宙産業	南アジア	27.3%
テクノロジー & 通信ハードウェア	アセアン	26.7%
自動車	アセアン	25.0%
化学製品	アセアン	23.1%

・出所：UOBアセットマネジメント提供資料より作成  
※中国から第三国への移転計画先割合が最も高い7セクターを記載

※上記は当資料作成時点での情報を基に作成したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

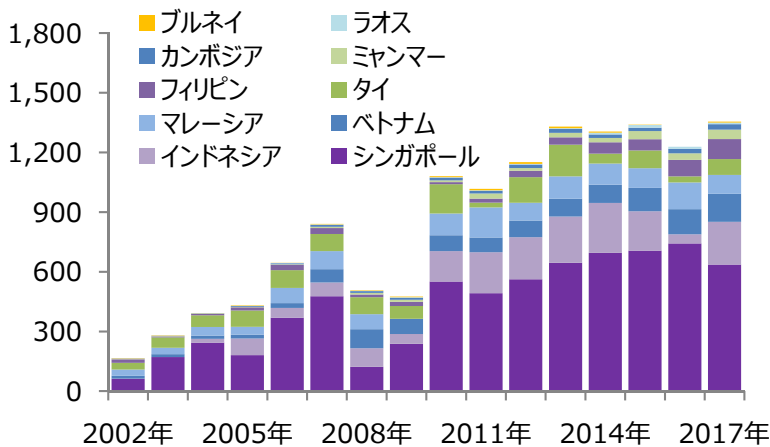
成長ドライバー①「チャイナ・プラスワン」

# アセアン・オーナーズ・ファンド(為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／株式

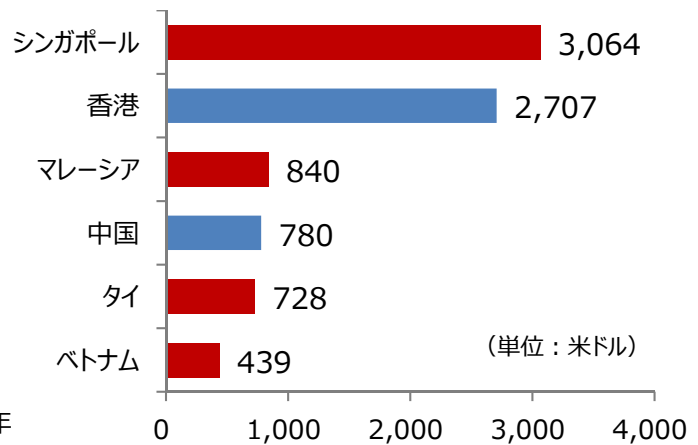
- **チャイナ・プラスワン**の行き先として特に注目を浴びているのが、アセアンのなかでも特に「タイ」と「ベトナム」です。どちらも労働力人口が多く、人件費が比較的安価で、政治的にもある程度安定していることが評価されていますが、単なる製造拠点だけではなく消費地としても魅力的であることが大きな理由になっています。

【アセアンの対外直接投資額の推移】



・出所：世界銀行『World Development Indicators』より作成  
 ・期間：2002年～2017年

【月額賃金比較(製造業・エンジニア)】

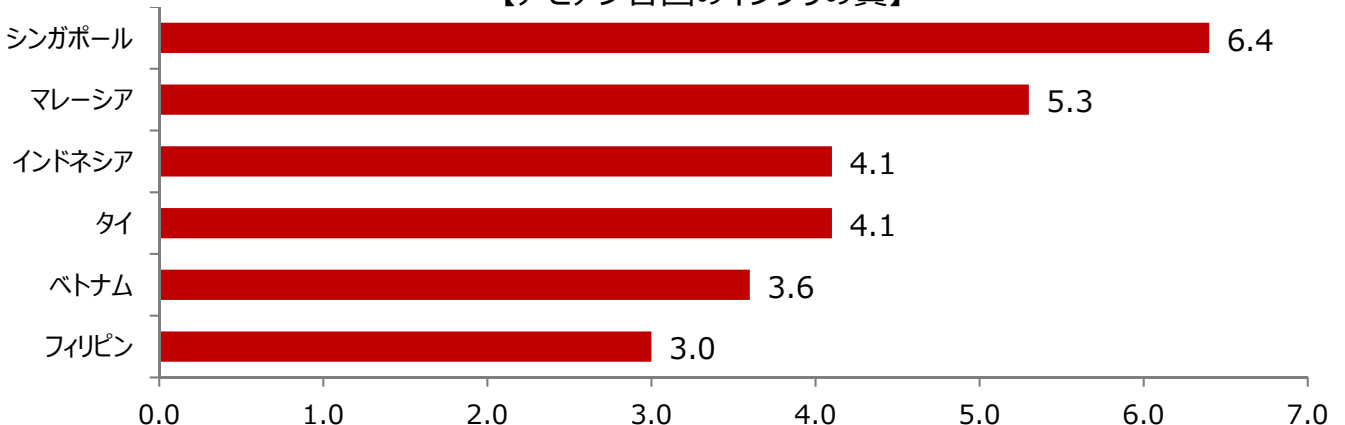


・出所：JETRO「2018年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」より作成  
 ※2018年10月時点

## ②「インフラ投資」

- インフラ投資には生活環境の改善や生産性向上を通じて当該国および周辺地域の経済活動を促進させる効果があり、アセアンの持続的発展のためにも重要な鍵となっています。もちろん、インフラといっても多岐にわたり、必要とされるインフラも国の発展段階によって異なります。
- 例えば、シンガポールやマレーシアはスマートシティに対応する電力インフラや高度な交通システム、国際的なネットワークハブとなる空港が整備されていますが、タイでは鉄道、インドネシアでは道路・港・電力供給、フィリピンでは道路・港・空港で整備が十分ではありません。したがって、インフラ未整備の国々では今後経済発展に必要な海外投資を呼び込むために、不足している分野のインフラを整備してビジネス環境を改善させなければなりません。
- ADB(アジア開発銀行)では2016年から2030年までの15年間にアセアン10カ国で約3兆1千億ドルのインフラ需要が発生すると推計しています。

【アセアン各国のインフラの質】



・出所：World Economic Forum, The Global Competitiveness Report 2017-2018より作成  
 \* 数値は1～7の間を取り、大きいほど質が高いことを示します。

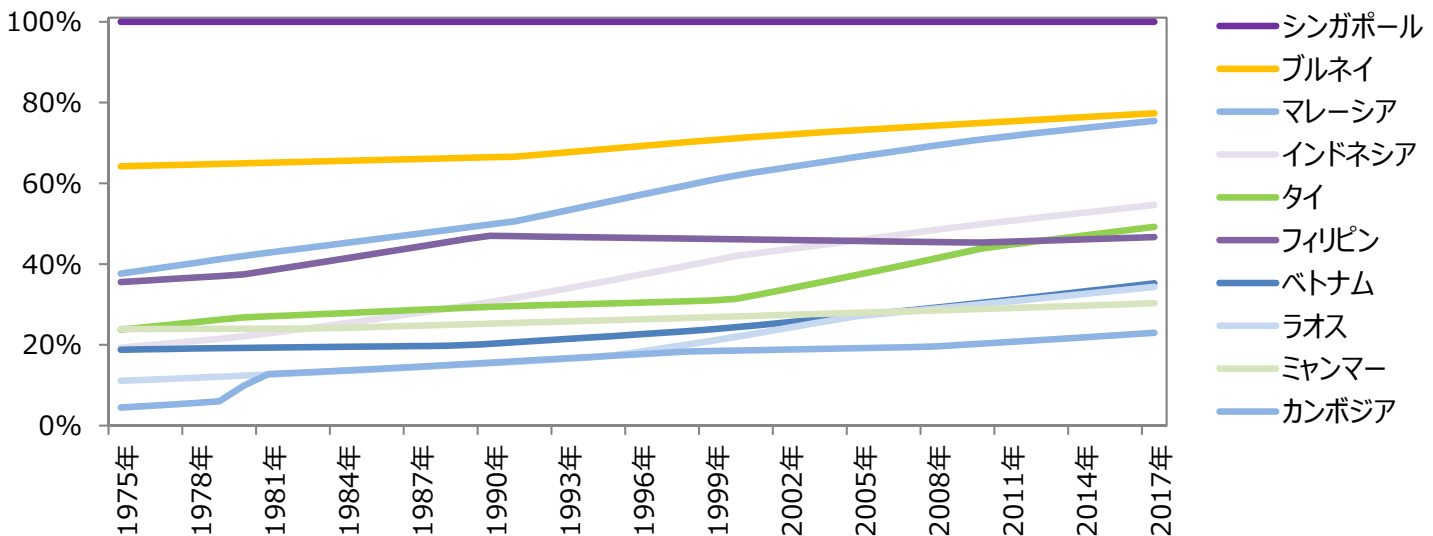
※ 上記は当資料作成時点での情報を基に作成したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

# アセアン・オーナーズ・ファンド(為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／株式

- 今後アセアンでは、経済発展が進むにつれて更なる「都市化」の進展が予想されます。マニラ、ジャカルタ、バンコクなどの人口は既に1千万人を超えており、ホーチミンやクアラルンプールの都市人口も10年後には1千万人を超えると予想されています。都市が発展すると必要とされるインフラも高度化します。
- 私は、ヒトが増えモノが整備されていく「都市化」には大きなビジネスチャンスがあると考えており、その伸びしろの一番大きい地域がアセアンであると期待しています。

【アセアン10カ国の都市化率の推移】



・出所：世界銀行「World Development Indicators」より作成  
・期間：1975年～2017年  
※都市化率とは各国の統計局等が定義する都市部に住む人口の割合のことです。

## ③「TPP(環太平洋パートナーシップ協定)」

- TPP(Trans-Pacific Partnership：環太平洋パートナーシップ協定)とは、太平洋を取り巻く国々でグループを結成し、自由で開かれた貿易を実現しようという協定です。簡単に言えば、輸入品に課せられる関税を可能な限り取り払い、自由貿易を進めようとするものです。
- 2017年1月、突然の米国の離脱によって経済規模は縮小しましたが、高レベルの自由化を実現した21世紀型のFTA(自由貿易協定)としてのTPP11(米国を除く11カ国によりTPPより移行)の意義は大きいと思います。なぜなら、TPP11による「貿易」と「投資」の自由化が、アセアンが進めるAEC(ASEAN経済共同体)やRCEP(東アジア包括的経済連携)の進展を促すと期待されるからです。
- 2018年12月30日に発効されたTPP11には、アセアンからブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナムの4カ国が加盟しています。これらの国はTPP11による関税の引き下げや投資の自由化で直接的に影響を受けるほか、現時点で加盟をしていないタイやインドネシアなどにおいても、米国の復帰などによって状況が変化すればTPP11に加わる可能性があると思います。
- とはいえ、アセアンにとってのTPP11参加の意義は米国とのFTA締結にあります。それは、アセアン域内を除く最大の貿易相手国は中国で、次いで米国となっているためです。ベトナムでは米国は首位の輸出先です。一方で米国がアセアンでFTAを結んでいるのはシンガポールのみです。したがって、アセアンにとって米国が今後復帰するかどうか非常に重要となるでしょう。

# アセアン・オーナーズ・ファンド(為替ヘッジなし)

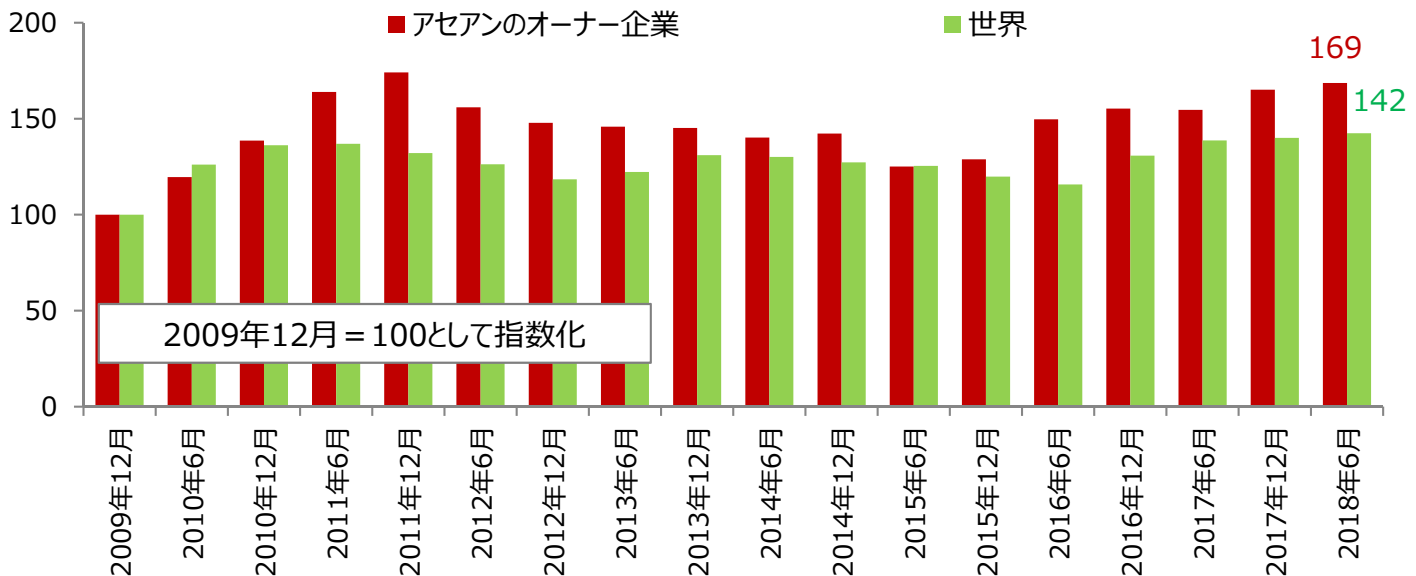
追加型投信／海外／株式

「アセアンオーナー企業」の魅力

## 「アセアンオーナー企業」は外部環境の変化に強い

- アセアンのオーナー企業は景気の波に対して高い抵抗力を示し、着実に業績を拡大しています。

【営業利益の推移】

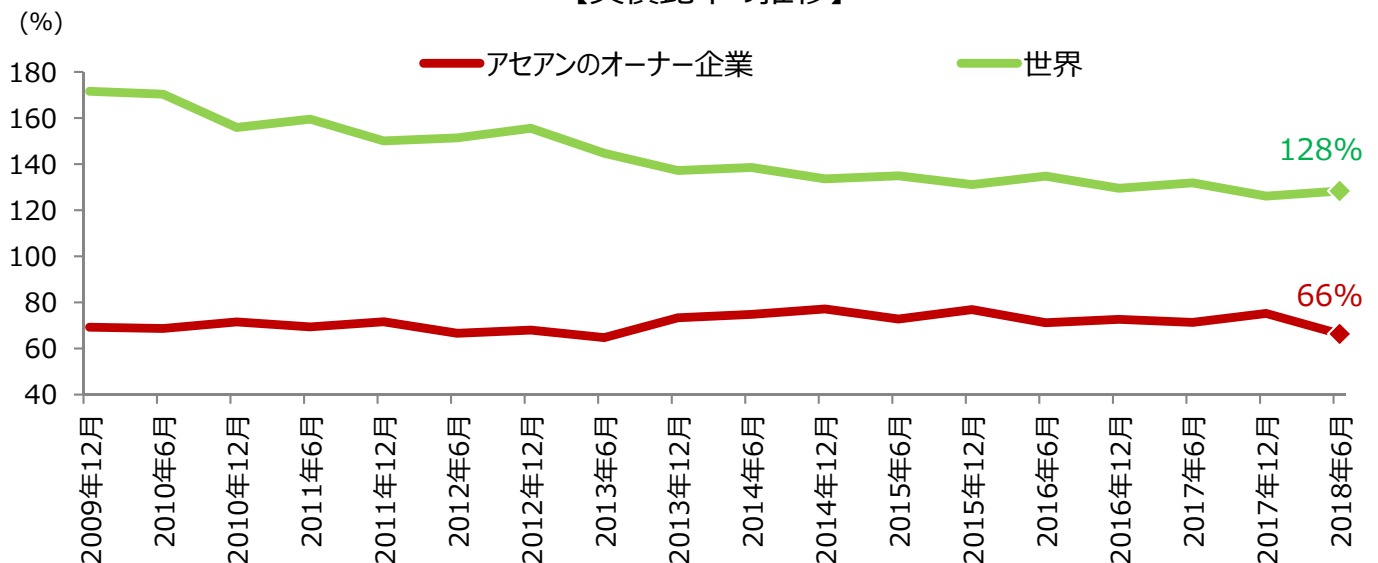


・出所：UOBアセットマネジメント提供資料より作成  
・データ期間：2009年12月末～2018年6月末(各地点は月末)

## 財務健全性も良好な「アセアンオーナー企業」

- アセアンのオーナー企業は、負債比率(負債／株主資本)が相対的に低く、堅実経営であることが分かります。

【負債比率の推移】



・出所：UOBアセットマネジメント提供資料より作成  
・データ期間：2009年12月末～2018年6月末(各地点は月末)

※上記は当資料作成時点での情報を基に作成したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



## 当ファンドの主なリスクと留意点

### 《基準価額の変動要因》

くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)にて必ずご確認ください。

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

### 価格変動リスク

株式\*の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※DR(預託証書)等を含みます。以下同じ。

### 信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

### 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

### カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

### 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### 《その他の留意点》

◆クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

◆収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

◆マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。



## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。
申込不可日	・インドネシア証券取引所、シンガポール証券取引所、タイ証券取引所のいずれかの休業日(各取引所の半日休業日を含みます。) ・シンガポールの銀行休業日(半日休業日を含みます。)および休業日の前営業日
信託期間	2022年6月23日まで(設定日 2017年7月28日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
決算日	原則6月23日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 ※分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

その他の項目につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## お客さまにご負担いただく手数料等について

購入時手数料	購入価額に <b>3.24%(税抜3.0%)</b> を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> を乗じた額です。
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.62%(税抜1.50%)</b> を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ■監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00756%(税抜0.0070%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ■その他の費用* 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの委託会社およびその他の関係法人の概況

委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者(登録番号:関東財務局長(金商)第351号)であり、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しています。信託財産の運用指図等を行います。 電話:0120-69-5432(受付時間:営業日の午前9時から午後5時) ホームページ・アドレス: <a href="http://www.sjnk-am.co.jp/">http://www.sjnk-am.co.jp/</a>
受託会社	みずほ信託銀行株式会社(再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社) 信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。

アセアン・オーナーズ・ファンド（為替ヘッジなし）

■ 販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

2019年1月31日 現在

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	備考
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号	○	○	○		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○		
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○	

<備考欄の表示について>

- ※ 1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※ 2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※ 3 新規のお取扱いを行っておりません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断ください。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。



損保ジャパン日本興亜  
アセットマネジメント